平成２９年（フ）第２８７号
奈良県天理市乙木町577番地１　乙木ハイツＡ―208
破産者　寿司武こと　横山　信義
１　決定年月日　平成30年３月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３８６号
熊本県上益城郡御船町大字御船952番地２
破産者　棟　　英雄
１　決定年月日　平成30年３月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４４５号
熊本市西区出町７番54号
破産者　葉山さとみ
１　決定年月日　平成30年３月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５１５号
熊本市東区東本町１―11、住民票上の住所熊本市東区健軍３丁目47番８号　ラフオーレ７番館203
破産者　福永　浩二
１　決定年月日　平成30年３月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５２６号
熊本県宇土市松山町3103番地66、前住所北九州市小倉南区上石田１丁目６番13―204号
破産者　上野　和信
１　決定年月日　平成30年３月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３６７号
大分市大字古国府18番地の３
破産者　斉藤　百希
１　決定年月日　平成30年３月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１２５号
北海道石狩市親船町19番地３
破産者　阿部　　香
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１号
岩手県宮古市宮町３丁目１番１号　丸米アパート202号室、旧住所岩手県宮古市近内第６地割99番地　コートルミエールＢ―103
破産者　田鎖　敏秀
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第３４号
岩手県宮古市山口３丁目６番17―103号　市営住宅
破産者　五十嵐明美
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第５１５号
宮城県名取市那智が丘２丁目９番地の20
破産者　菊田　祐一
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３８号
秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字休平36番地２
破産者　金澤　康子
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第１６号
山形県西村山郡河北町西里5105番地の１
破産者　森　　彦悦
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７号
山形県西村山郡河北町西里5105番地の１
破産者　森　　幹子
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２５号
山形市花楯１丁目15番４号、開始決定時の住所山形市みはらしの丘１丁目27番地４
破産者　安達　雅樹
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４８号
山形市桧町３丁目９番９号　パークサイドヒノキ　201号
破産者　横尾　賢也
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７６４号
大阪府寝屋川市萱島東２丁目12番15号、開始決定時の住民票住所川崎市高津区梶ケ谷３丁目14番地５　ソレーユ梶ケ谷102
破産者　川端　　誠
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２９号
埼玉県吉川市大字保13番地２　レオパレスゴールドアイ―303号室、更正決定前の住所兼前住所富山県高岡市野村1302番地１　レオパレスはるか101号
破産者　渡辺　　誠
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第７４号
岐阜県瑞穂市牛牧1293番地18
破産者　丹羽　竜也
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２７４号
岐阜県羽島郡岐南町上印食８丁目104番地（レジデンス寺田　501号室）、前住所岐阜県各務原市蘇原柿沢町１丁目７番地（ドゥーリュミエール　202）
破産者　渡邉　和哉
１　決定年月日　平成30年３月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所